

令和6年度児童手当の制度改正について 🥷



児童手当制度は、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定やこれからの社会を担う児童の健やかな成長に役立てていただくための国 の制度です。

制度の一部が改正されたことにより、令和6年12月支給分(令和6年10月・11月分手 当)から支給対象や支給額等を拡充します。

主な改正内容

- (1)所得制限の撤廃
- (2)支給期間を中学生までから高校生年代まで延長
- (3)第3子以降の支給額が,3万円に増額
- (4)第3子以降の多子加算のカウント対象が、高校生年代から大学生年代まで延長
- (5)支給月を年3回から年6回(偶数月)に変更

	制度改正前 (令和6年9月分手当まで)	制度改正後 (令和6年10月分手当から)
支給対象	中学校修了までの児童 (15歳到達後の最初の3月31日まで)	高校生年代までの児童 (18 歳到達後の最初の3月31日まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	(児童手当) ・3 歳未満 一律:15,000円 ・3 歳から小学校修了まで 第1子,第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ・中学生 一律:10,000円 (特例給付) ・一律:5,000円 (不支給) ・0円	(児童手当) ・3 歳未満 第1子,第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・3歳から高校生年代まで 第1子,第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
多子加算カウント対象	高校生年代までの児童 (18 歳到達後の最初の3月31日まで)	大学生年代までの子 (22歳到達後の最初の3月31日まで) ※進学・就職を問わず,生活費等の経済的な 負担をしている場合が対象となります
支給期月	年3回(2·6·10月) 各前月までの4カ月分を支払い	年 6 回(偶数月) 各前月までの 2 カ月分を支払い ※初回支給は令和 6 年 12 月

申請手続きが必要な方 ※詳しくは、裏面のフローチャートで確認ください。

笠岡市に住民票があり、申請時点において〇歳から高校生年代までの児童を養育してい る方のうち,この度の制度改正により新たに手当の対象となる方及び手当が増額となる方。

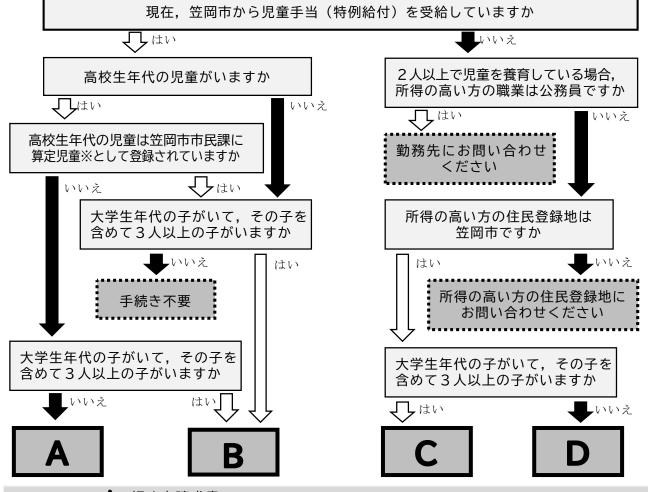
- 所得上限を超過していることにより,手当を受給していない方
- 中学生以下の児童を養育しておらず,高校生年代の児童を養育している方
- 大学生年代の子を養育し、その子を含めて3人以上養育している方

問い合わせ先

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1 笠岡市役所 市民課 国保・年金係 TEL: 0865-69-2129 (土日祝日除 < 8:30~17:15)



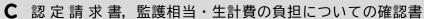
手続き要否確認フローチャート



必要書類

A 額改定請求書

B 監護相当・生計費の負担についての確認書 (額改定請求書が必要な場合があります。)



D 認定請求書

※算定児童…笠岡市から児童手当を支給されたことのある児童は登録されています。



Q&A(必ずご確認ください)

Q1 中学生以下の子の児童手当を受給中ですが、高校生の子がいます。何か手続きが必要ですか?

様式・記入例

●₩₩●

•

7

- A 1 受給者と同世帯の場合は、手続き不要で増額します。別世帯の場合も算定児童※として登録されていれば、手続き不要です。ご不明な点はお問い合わせください。
- Q2 手当の受給者は、父母のどちらでもいいですか?
- A 2 所得制限は撤廃されますが、引き続き所得の高い方を受給者として申請してください。
- Q3 いつ振り込まれますか?
- A 3 初回は 12 月です。以降は, 2 か月ごと偶数月にお支払いします。 提出が必要な方は,記載内容や提出書類に不備があると審査できず,振込が遅くなる場合があり ます。提出前に記載内容や必要書類など今一度ご確認の上,書類を提出してください。
- Q4 今回の認定請求書を提出した後,養育している子の状況に変化がありました。届出は必要ですか?
- A 4 児童手当の支給対象となっている児童が【同居から別居で監護することになった】場合や、大学生年代の監護対象となっていた子が就職し【生計費の負担をしなくなった】など、届け出している内容に変更があった場合は、届出が必要となる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。